

ID: 502

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第61条の3第1項の規定による。 (特定入所者介護予防サービス費の支給) 第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所療養介護			
標準処理期間	30日		
備考	介護指導給付係		
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日